

(11) 一般就労移行等促進事業

1 事業の目的

障害者自立支援法では、就労移行支援事業等により、障害者の就労支援を実施しているが、これをさらに充実させるため、一般就労への移行及びその後のフォローアップ等を含めた支援や工賃引き上げ、及び就労の機会の場について、さらなる促進を図ることを目的とする。

2 事業の内容

一般就労移行を含めた障害者の就労支援をさらに促進するため、障害者の職場実習・職場見学の促進、就労支援ネットワークの強化・充実、一般就労への移行に有効な施設外就労等の促進、移行後の職場定着支援、離職の危機や、やむを得ず離職した者への再チャレンジ支援、目標工賃達成に対する助成、及び就労継続支援B型から就労継続支援A型への移行についての支援を実施する。

ア 職場実習・職場見学促進事業（別紙1のとおり）

イ 就労支援ネットワーク強化・充実事業（別紙2のとおり）

ウ 施設外就労等による一般就労移行助成事業（別紙3のとおり）

⑨ エ 障害者一般就労・職場定着促進支援事業（別紙4のとおり）

⑨ オ 離職・再チャレンジ支援助成事業（別紙5のとおり）

⑨ カ 目標工賃達成助成事業（別紙6のとおり）

⑨ キ 就労継続支援A型への移行助成事業（別紙7のとおり）

(別紙5) オ 離職・再チャレンジ支援助成事業 (新規)

1 事業の目的

障害者が何らかの形で離職の危機を迎えている場合、その把握が難しく、離職した場合、意欲を失って再度就労する意欲をなくしている状態の者が多く、働ける可能性を奪っているケースが少なくない。そこで、意欲をなくす前に必要な支援を提供するとともに、やむを得ず離職した場合でも、再度、一般就労への移行を支援することを目的とし、次の事業を実施する。

2 事業の内容

離職の危機を迎えている者、やむを得ず離職した者について、支援を実施した場合に助成を行う。

(1) ① 実施主体 都道府県

② 対象事業所 就労移行支援、就労継続支援A型・B型・旧法授産施設

(2) 事業内容：

対象の事業者が

① 離職の危機を迎えている者への対応

(状況確認をし、課題整理の上で、企業内での環境改善及び本人の復職に向けた調整を実施)

② やむを得ず離職した者への就労・訓練の機会提供

などにかかる支援を本人・親・事業所に実施した場合に助成する。

・ 要件

① 本人と企業との調整の上、円滑な職場定着、あるいはそれに関連する支援を実施

② やむを得ず離職する場合でも、離職前に一定期間、企業内での環境改善や本人の復職に向けた調整を企業・本人等の間で実施

③ 離職の際、障害者就業・生活センター及びハローワーク等と連携

④ 本人の意向を踏まえた上で、再就職に向けた支援を行う。

(3) 補助単価 1人1回につき40,000円を事業所に対し助成。

3 補助割合 定額(10/10)

4 実施年度 平成21年度～23年度

5 事業担当課室・係 障害福祉課就労支援係

【参考】 離職回避等支援フロー(イメージ)

